

# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 計画策定の趣旨

わが国の少子高齢化は世界的にも類のない速さで進み、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、高齢化は一層進展すると推測されます。置戸町においてもすでに高齢化率が40%を超え、全国平均の約25%と比べても大きく上回る状況となっています。

このような中、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、医療法、介護保険法等の関係法律が改正されました。

今後さらに、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加が見込まれることなどから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体的に提供していくという「地域包括ケア」の考え方を念頭に置きつつ、本町においても、予防を重視したサービスの展開、支援や介護を必要とする高齢者等の対応、高齢になっても介護を必要としない心身ともに健康な高齢期を過ごせるための対策に視点をあてた体制を構築する必要があります。

「置戸町高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」の実施状況や平成26年に実施した高齢者日常生活圏域ニーズ等調査の結果、日頃の相談等から把握されたニーズや地域の特性を踏まえ、「置戸町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定します。

## 第2節 計画の法的根拠

本計画は、「第5次置戸町総合計画」（平成22年度～平成31年度）を踏まえ、老人福祉法第20条の8、介護保険法第117条の規定に基づく各計画を一体的に策定するものです。

### 第3節 計画策定における推計及び整備目標値の考え方

第6期計画は、団塊の世代が後期高齢者となる平成37（2025）年に向けて、第5期から開始した地域包括ケアシステムの実現への方向性を継承し、第7期以降の高齢化のピーク時の目指すべき姿を念頭に事業計画を作成します。

本計画の作成においては、第5期計画の進捗状況を分析・評価するとともに、高齢者の実態、サービス利用に関する意向やその他の状況を勘案した上で、平成27年度から3年間のサービス必要量を推計します。

また、人口の高齢化が加速する中で、本町における要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、マンパワーの充実はもとより、利用者のニーズに対応したサービスが十分に供給できるよう必要なサービス量を見込みます。

### 第4節 介護保険制度改正点について

#### 1 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防の充実を図ることとされています。

（1）地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア会議の推進
- ④生活支援サービスの充実・強化

（2）予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し多様化

（3）特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定

#### 2 費用負担の公平化

保険料上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、世帯非課税低所得者の保険料軽減の拡充や、所得や資産のある人の利用者負担が見直されています。

（1）世帯非課税低所得者の保険料の軽減割合を拡大

（2）一定以上の所得のある第1号被保険者の利用者負担を引上げ

（3）低所得の施設利用者の食費・居住費を補助する「補足給付」の要件に資産基準などを追加

### 3 介護給付費の負担割合の変更

第2号被保険者の負担割合の改正に伴い、第1号被保険者の負担割合が次のとおり変更となります。

|         | 前々回改正 | 前回改正 | 今回改正  |
|---------|-------|------|-------|
| 第1号被保険者 | 20% → | 21%  | → 22% |
| 第2号被保険者 | 30% → | 29%  | → 28% |

### 4 地域支援事業の負担割合

第2号被保険者の負担割合の改正に伴い、次のとおりの負担割合が変更となります。

#### (1) 介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業

|         | 前々回改正 | 前回改正 | 今回改正  |
|---------|-------|------|-------|
| 第1号被保険者 | 20% → | 21%  | → 22% |
| 第2号被保険者 | 30% → | 29%  | → 28% |

#### (2) 包括的支援事業・任意事業

|         |       |        |         |
|---------|-------|--------|---------|
| 第1号被保険者 | 20% → | 21%    | → 22%   |
| 国       | 40% → | 39.5%  | → 39%   |
| 都道府県    | 20% → | 19.75% | → 19.5% |
| 市町村     | 20% → | 19.75% | → 19.5% |

### 5 在宅サービスの見直し

- (1) サービス付き高齢者向け住宅を住所地特例の対象
- (2) 小規模通所介護事業所（定員18人以下）の地域密着型サービスへの移行
- (3) 居宅介護支援事業者の指定権限を市町村に移譲

# 介護保険事業計画の全体概要



65歳以上の高齢者

今は、介護を必要としていない高齢者

介護や支援を必要としている高齢者

**生活機能低下の早期把握**  
 ※ 介護予防サービスを必要とするかを調査します。

**要介護認定**  
 要介護状態区分の審査  
 +  
 状態の維持または改善の可能性の審査

自立した生活を送れている人

要支援・要介護状態になるおそれのある人

要支援者  
 (要支援 1・2)

要介護者  
 (要介護 1～5)

**地域包括支援センター**  
 包括的・継続的に介護予防マネジメントを行います。

**地域支援事業**

- 介護予防事業 (～H29.3)
- 包括的支援事業
- 任意事業

**予防給付**  
 ※訪問介護・通所介護は総合事業へ移行 (H29.4～)

**介護給付**

- 在宅サービス
- 施設サービス

**介護予防・日常生活支援総合事業**

- 介護予防・生活支援サービス事業 (H29.4～)
- 一般介護予防事業



要介護・要支援状態になることを防ぎます

介護状態の重度化を防ぎます

自立した生活を送れている人

要支援・要介護状態になるおそれのある人

要支援者  
 (要支援 1・2)

要介護者  
 (要介護 1～5)

## 第5節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、本町に在住している65歳以上の高齢者、介護保険要介護認定者及び介護保険施設利用者を対象に、平成26年5月から6月にニーズ等アンケート調査を実施し、日頃の健康状態や生活習慣の把握、本町の保健福祉施策や介護保険サービスに関する意向等の実態把握を基礎資料とし、保健・医療・福祉の関係者、学識経験者及び各種団体関係者等、16名を委員とする「置戸町介護保険事業計画策定等委員会」において、計画策定に関する審議を重ねました。

本町に暮らす高齢者が安心して生活することを目指し、高齢者に関する施策を総合的に推進するため、介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画を一体のものとして策定し、今回の見直しにおいても、高齢者福祉全般について検討しました。

### ■置戸町介護保険事業計画策定等委員会の開催状況

| 回数  | 年月日                | 内容   |
|-----|--------------------|--|
| 第1回 | 平成26年<br>9月11日(木)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>策定委員会の設置の趣旨及び役割について(委嘱状交付)</li> <li>置戸町高齢者日常生活圏域ニーズ等調査報告書について</li> <li>介護保険制度の改正方向について</li> </ul>   |
| 第2回 | 平成26年<br>10月31日(金) | <ul style="list-style-type: none"> <li>置戸町高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画(現計画)の進捗状況について</li> <li>介護保険制度改正について</li> <li>第6期介護保険事業計画における介護サービス見込量(中間値)について</li> <li>次期計画策定に向けての意見交換</li> </ul> |
| 第3回 | 平成26年<br>12月25日(木) | <ul style="list-style-type: none"> <li>置戸町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画(素案)について</li> </ul>   |
| 第4回 | 平成27年<br>2月2日(月)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>置戸町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画について</li> </ul>   |

## 第6節 計画推進の期間及び点検体制

### 1. 計画の期間

本計画は、第7期計画以降の高齢化のピーク時の目指すべきケアシステムの整備を図っていくための計画として位置づけ、平成27年度から平成29年度までの3年間に計画期間とします。

### 2. 策定後の点検体制

計画の進捗状況及び基盤整備状況を毎年度、地域ケア全体会議等の各種会議で状況報告するとともに点検していきます。

